



第3次美馬市総合計画

概要版

美しく駆ける 活躍都市 美馬

～住み続けたいまちをめざして～

令和2年3月

はじめに

このたび、令和2年度から令和11年度までの10年間の期間とする「第3次美馬市総合計画」を策定いたしました。

平成17年3月の合併以降、第1次、第2次総合計画において、「共創・協働」を基本理念とし、様々な施策に取り組んでまいりました。

第3次となる本計画では、より未来志向を表現した「ともに未来をつくる」を基本理念とし、将来像については「美しく駆ける 活躍都市 美馬」としております。

我が国が世界に先駆けて超高齢化社会を迎え、社会全体が大きく変わらざるを得ない、行き先が不透明な激動の時代にあっては、それぞれの自治体が主体性を持ち、様々な地域課題の解決に向けて、失敗を恐れずに果敢に挑戦することが求められています。

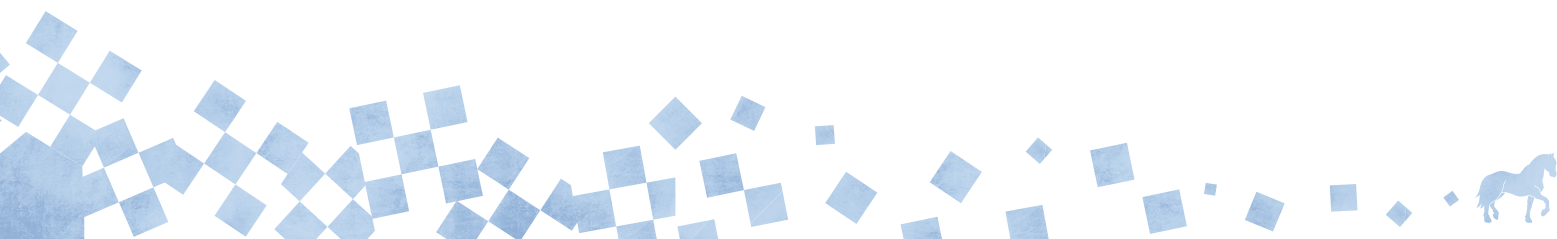
このため、将来像として掲げる美馬市の未来を、市民の皆様と行政が力を合わせて創り、生み出すことにより、誰もが健康で活躍できる「美来創生のまち」を目指してまいります。本計画の着実な推進に向けて、ともに取り組んでいただきますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定に当たりご尽力をいただきました総合計画審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査や市民ワークショップなどを通じ、貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様方に、心より厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

美馬市長

藤田 元治



序論

総合計画策定の趣旨

本市は、平成17年3月1日に脇町、美馬町、穴吹町、木屋平村の3町1村が合併して誕生しました。

本市の一体的な発展に向け、平成19年3月に第1次美馬市総合計画、また平成27年3月に第2次美馬市総合計画を策定し、将来像として掲げた「四国のまほろば 美馬市」の実現を目指し、「共創・協働」の基本理念により総合的かつ計画的に各種施策を実施することで、各地域の特性や独自性を大切にしながら、市民と一体となってまちづくりに取り組んできました。

その結果として、企業立地の推進による地域経済の活性化と雇用の創出、また英語教育の充実や幼保連携型認定こども園の整備など子育て・教育分野においても、一定の成果があり、だれもが住みたいくなるようなまちへと着実に歩みを進めてきました。

第2次美馬市総合計画の策定から5年が経過し、計画期間が終了しました。市としての歩みを進める一方で、本格的な人口減少社会の到来、各地での震災や豪雨災害を契機とした防災意識の高まり、経済・社会のグローバル化や急速な技術革新によりIoT化、AIの導入が進むなど、社会のあらゆる面で大きな変革期を迎えています。

その中で、これからも市が持続可能な行政運営を行っていくためには、これまでの施策を十分に検証・点検を行い、的確に将来を展望し、限られた資源(予算・人員など)を有効に活用しながら、より一層の行財政改革に取り組まなければなりません。

また、このような時代の潮流に的確に対応し、本市が将来に向けて持続可能な発展を遂げていくためには、人口減少の問題をはじめとして、直面する様々な課題に対し、行政だけでなく市民一人ひとりが当事者としての意識を持ち、ともに考え、行動していくことが重要です。

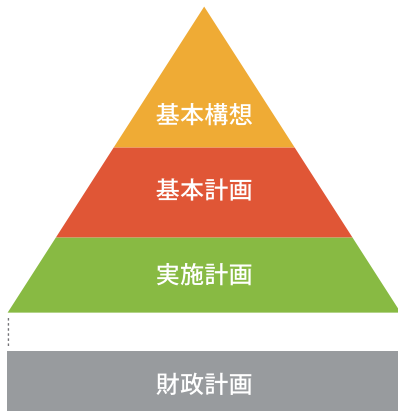
そこで、将来における本市のあるべき姿と市民とともに進むべき方向についての基本的な指針として、令和2年度を初年度とする第3次美馬市総合計画を策定しました。

総合計画策定の視点

地方自治体を取り巻く環境などの時代背景の変化をはじめ、多様化する市民ニーズ、地域特性や歴史的経過などに十分配慮するとともに、市民共有のまちづくりの目標となるよう、いくつかの「視点」に立って、本総合計画を策定しました。

- ① 行政経営の基本となる最上位計画
- ② 20年先、30年先を見据えた計画
- ③ 実行性の高い計画
- ④ 市民や職員が活用しやすい計画
- ⑤ 第2次美馬市総合計画の成果と課題を踏まえた計画





総合計画の構成と期間

本市の総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成しています。

また、実施計画に基づき推進する各事業を財政計画と連動させることで、計画の実効性を確保しています。



基本構想

市の長期的な基本理念と将来像のもと、その実現のために必要なまちづくり構想の大綱を示すものです。計画期間は令和11年度までの10年間とします。

計画期間 **10年間** 令和2年度～令和11年度

基本計画

基本構想に基づき、今後実施していく各部門の基本的な方針と施策について総合的、体系的に示すものです。計画期間は前期と後期に分け、今回の前期基本計画は令和6年度までの5年間とします。

計画期間 **前期5年間** 令和2年度～令和6年度
後期5年間 令和7年度～令和11年度

実施計画

基本計画に基づいて実施する施策について、事業の優先度や諸制度の動向、財政状況などを考慮して実現可能な計画として示すものです。計画期間は基本計画と同じとし、後期5年間の実施計画は後期基本計画策定時に策定します。※実施計画は毎年見直しを行います。

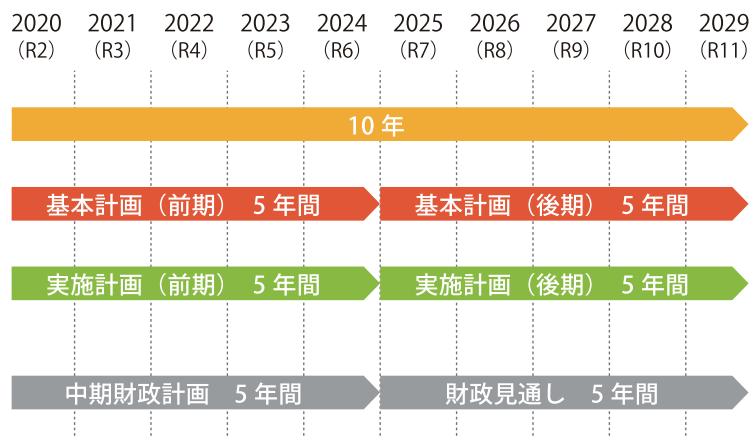
計画期間 **前期5年間** 令和2年度～令和6年度
後期5年間 令和7年度～令和11年度

財政計画

実施計画の各事業を推進していくため、中長期的な歳入及び歳出の見込みや財政指標を盛り込んだ財政運営の計画として示すものです。計画期間は実施計画と同じ前期5年間を中期財政計画とし、後期5年間は財政見通しとして策定します。

計画期間 **中期財政計画** 令和2年度～令和6年度
財政見通し 令和7年度～令和11年度

実施期間
第3次美馬市総合計画の



基本構想

基本理念

これまでの総合計画の基本理念である「共創・協働」を継承しつつ、新たな時代に、新たな美馬市のまちづくりを推進していくため、基本理念を次のとおり設定します。



まちづくりの主役は一人ひとりの市民です。市民と行政は、それぞれがまちづくりの担い手として主体的に活動していくとともに、お互いの信頼関係のもとに協調し合い、役割を分担しながら、共通の目標の達成に向けて取り組んでいきます。

将来像

基本理念である「ともに未来をつくる」を踏まえ、本市の将来像を次のとおり設定します。



美馬市の未来を市民と行政が力を合わせて創り、生み出すこと（『美来創生』）で、誰もが健康で活躍できるまちを目指します。

そして、地域の歴史や文化、自然に誇りを持ち、いつまでも住み続けたいまちを将来像に掲げます。

美馬市CI(シティ・アイデンティティ)マーク



第3次美馬市総合計画における将来像をイメージ化し、「美馬市ブランド」として市内外に発信していくためのマークを作成しました。

※ マークのコンセプト

「美馬」から連想される「『美』しく『馬』が駆ける」イメージで、躍動するまちを表現しています。



基本方針

将来像の実現に向けて、各分野で取り組む基本的な方向性を示すため、以下の5つの基本方針を設定します。

基本
方針

1 未来へつなげる！
市民の誰もが思いを実現し、健康で活躍できるまちづくり

(人権、福祉・医療、子育て、教育、スポーツ)

基本
方針

2 元気な美馬！
賑わいがあり「ひと」と「しごと」が好循環するまちづくり

(産業・経済、観光、交流)

基本
方針

3 未来の暮らしを守る！
安全・安心、快適な環境で便利に生活できるまちづくり

(防災、社会基盤、地域コミュニティ)

基本
方針

4 好きです美馬！
市民が地域に愛着と誇りを持てるまちづくり

(自然環境、歴史・文化、国際交流)

基本
方針

5 未来のために！
市民と行政がともに進める持続可能なまちづくり

(市民参画・協働、行財政運営)

前期基本計画



美馬市総合計画施策体系図とSDGsとの対応関係

48

施策

基本方針に基づく分野別の各施策を体系図で示すとともに、各施策とSDGs(持続可能な開発目標)における各目標との対応関係を示しています。

本市の総合計画に示す基本理念「ともに 未来をつくる」や将来像「美しく駆ける 活躍都市 美馬」、そして各施策の方向性は、SDGsの理念である「誰一人取り残さない社会の実現」と重なるものであり、総合計画とSDGsとの対応関係を見らかにし、総合計画を推進することによって、SDGsの達成に貢献します。

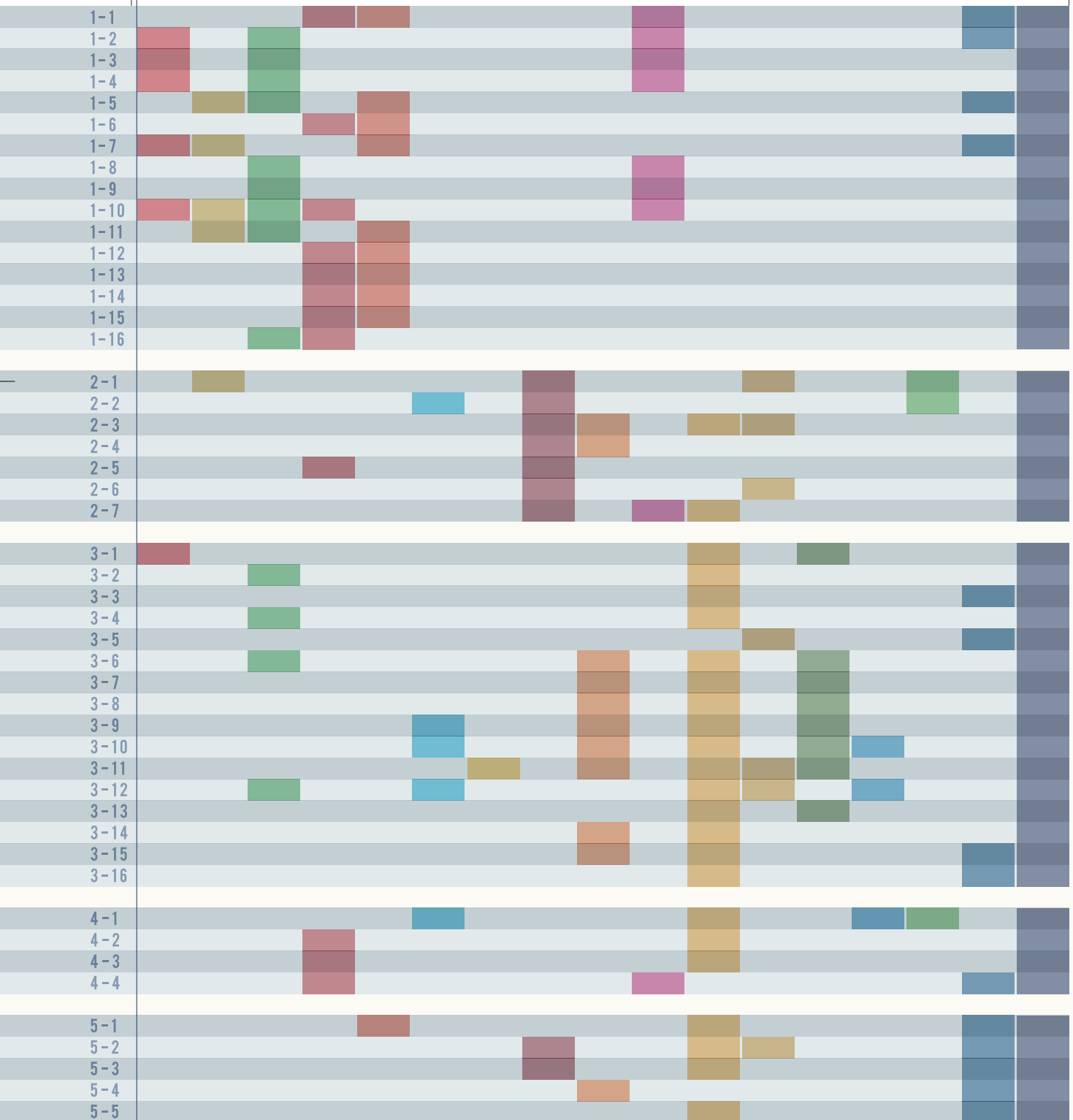
なお、SDGsにおける17の目標の詳細については、13ページに記載しています。

基本理念	将来像	基本方針	施策名
「ともに未来をつくる」	「美しく駆ける 活躍都市 美馬」 「住み続けたいまちをめざして」	基本方針 1 未来へつなげる！ 市民の誰もが思いを実現し、 健康で活躍できるまちづくり	1-1 基本的人権の尊重 1-2 地域福祉の充実 1-3 高齢者福祉の充実 1-4 障がい者(児)福祉の充実 1-5 児童福祉の充実 1-6 保育サービスの充実 1-7 母子・父子福祉の充実 1-8 国民健康保険制度などの運営 1-9 介護保険制度の運営 1-10 生活保護制度などの運営 1-11 健康づくりの推進と地域医療体制の整備 1-12 就学前教育の充実 1-13 義務教育の充実 1-14 青少年健全育成活動の推進 1-15 生涯学習の推進 1-16 スポーツの振興
		基本方針 2 元気な美馬！ 賑わいがあり 「ひと」と「しごと」が 好循環するまちづくり	2-1 農業の振興 2-2 林業の振興 2-3 商工業の振興 2-4 企業立地の推進と雇用の創出 2-5 就労支援の充実 2-6 観光振興の推進 2-7 都市交流の推進と移住・定住の促進
		基本方針 3 未来の暮らしを守る！ 安全・安心、快適な環境で 便利に生活できるまちづくり	3-1 防災対策の推進 3-2 消防対策の推進 3-3 防犯対策の推進 3-4 交通安全対策の推進 3-5 消費生活の安全・安心の確保 3-6 市道整備の推進 3-7 公園や緑地整備の推進 3-8 機能的な土地利用の推進 3-9 上水道整備の推進 3-10 下水道整備の推進 3-11 循環型社会の構築 3-12 生活環境の保全 3-13 安全な住環境整備の推進 3-14 安全で快適な市営住宅の提供 3-15 地域公共交通システムの整備 3-16 地域コミュニティ活動の支援
		基本方針 4 好きです美馬！ 市民が地域に愛着と誇りを 持てるまちづくり	4-1 自然環境の保全 4-2 文化財保護と活用の推進 4-3 文化・芸術の振興 4-4 国際交流の推進
		基本方針 5 未来のために！ 市民と行政がともに進める 持続可能なまちづくり	5-1 市民参画と協働の促進 5-2 効率的で質の高い行政運営 5-3 持続可能な財政運営 5-4 情報通信基盤の整備・運営 5-5 広報・広聴活動の推進



SDGs における 17 の目標

1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 持続可能な開発目標を達成しよう	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を達成しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国ごとの格差をなくそう	11 持続可能な都市をつくろう	12 つるむる責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と正義をたくわえよう	17 パートナーシップで目標を達成しよう
1 貧困	2 飢餓	3 保健	4 教育	5 ジェンダー	6 水・衛生	7 エネルギー	8 経済成長と雇用	9 イノベーション	10 不平等	11 都市	12 生産・消費	13 気候変動	14 海洋資源	15 陸上資源	16 平和	17 実施手段



1

未来へつなげる！

市民の誰もが思いを実現し、健康で活躍できるまちづくり

1-1 基本的人権の尊重

全ての市民が人権問題への正しい理解と認識を持てるよう、人権に係る情報提供や啓発を行います。また、人権に関する問題や悩みを抱える方の相談を受け、人権擁護委員や関係機関と連携して問題解決に向けて取り組みます。

主担当部・課

市民環境部
市民・人権課

関連部・課

教育委員会
地域学習推進課

1-2 地域福祉の充実

市民の「地域で支え合う」という意識醸成と、誰もが地域で安心して生活するための支援制度の周知と利用促進に取り組みます。また、民生委員児童委員や社会福祉協議会との連携を強化し、地域福祉活動を促進します。

主担当部・課

保険福祉部
生活福祉課

関連部・課

保険福祉部
長寿・障がい福祉課

1-3 高齢者福祉の充実

高齢者の健康づくりや介護予防、認知症ケアを推進するとともに、在宅生活を支援するサービスや活動の場の充実に取り組みます。

主担当部・課

保険福祉部
長寿・障がい福祉課

関連部・課

—

1-4 障がい者（児）福祉の充実

障がいのある人となない人が相互理解を深めるための啓発活動や交流を推進するとともに、就労支援と活動の場等の充実を通じて、障がいのある人が社会参加できる環境づくりに取り組みます。また、障がい福祉サービスや相談支援を充実させ、障がいのある人及び家族の不安や負担を解消、軽減していきます。

主担当部・課

保険福祉部
長寿・障がい福祉課

関連部・課

—

1-5 児童福祉の充実

子育てをする親子の交流の機会や相談体制の充実に加え、ファミリーサポートセンター事業をはじめ地域全体での子育て支援を推進することにより、子育て世帯の子育てに対する不安や負担を解消、軽減していきます。また、子育て世帯への経済支援に取り組みます。

主担当部・課

保険福祉部
子どもすこやか課

関連部・課

保険福祉部
保険健康課
教育委員会
地域学習推進課

1-6 保育サービスの充実

多様化する子育てニーズに対応し、子どもが安全で安心して過ごせる充実した保育サービスを提供できる環境づくりに取り組みます。

主担当部・課

保険福祉部
子どもすこやか課

関連部・課

保険福祉部
認定こども園

1-7 母子・父子福祉の充実

ひとり親家庭に対する就労支援や育児支援、経済支援等自立に向けた支援を実施することで、ひとり親家庭の生活の安定や向上に取り組みます。

主担当部・課

保険福祉部
子どもすこやか課

関連部・課

保険福祉部
生活福祉課
保険健康課

1-8 国民健康保険制度などの運営

国民健康保険・後期高齢者医療保険被保険者の医療費適正化や健康づくり対策を通じて、制度の安定運営に取り組みます。また、国民年金制度に対する市民の理解を深めるため、日本年金機構と連携して周知活動に取り組みます。

主担当部・課

保険福祉部
保険健康課

関連部・課

企画総務部
税務課

1-9 介護保険制度の運営

高齢者が元気に生活できるよう、介護予防事業を推進します。また、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域に密着したサービスの提供体制を整備するとともに、介護サービスの質の向上に取り組みます。

主担当部・課

保険福祉部
長寿・障がい福祉課

関連部・課

—

1-10 生活保護制度などの運営

生活保護受給世帯の個々の状況を的確に把握し、各種支援制度の活用を促すことで自立を支援します。また、関係機関と連携し、生活に困窮している方々の早期発見と、自立相談支援を推進します。

主担当部・課

保険福祉部
生活福祉課

関連部・課

—



1-11 健康づくりの推進と地域医療体制の整備

生活習慣病の疾病予防や重症化予防、また介護予防やフレイル対策、認知症予防等に取り組めます。また、医師会等関係機関と連携し、休日・夜間における医療サービスを提供するほか、かかりつけ医制度の定着促進に取り組めます。

主担当部・課

保険福祉部
保険健康課

関連部・課

—

1-12 就学前教育の充実

英語に親しむプログラムなど特色ある教育を提供するとともに、子どもたちが小学校教育へ円滑に移行できるよう、基礎的生活習慣を身につける教育を提供します。

主担当部・課

教育委員会
教育総務課

関連部・課

保険福祉部
子どもすこやか課

1-13 義務教育の充実

ICTの授業への積極的な活用や英語教育の充実など、特色ある教育を提供するとともに、学校、地域、企業が一体となったキャリア教育やふるさと学習を推進し、子どもの職業観や郷土愛の醸成に取り組めます。

主担当部・課

教育委員会
教育総務課

関連部・課

—

1-14 青少年健全育成活動の推進

家庭、学校、地域、各種団体等との連携を強化し、地域全体で青少年の健全育成を推進するとともに、青少年の非行防止や、犯罪から守るための取組を進めます。また、新成人が企画・運営する成人式の開催等、責任ある大人としての自立を促す社会参加活動を推進します。

主担当部・課

教育委員会
地域学習推進課

関連部・課

—

1-15 生涯学習の推進

市民それぞれのニーズに合った多様な学習機会を提供し、市民の主体的な学習活動を支援します。また、各種社会教育団体への活動支援やボランティア講師等の人材発掘、育成を行うことで、市民との協働による生涯学習活動を推進します。

主担当部・課

教育委員会
地域学習推進課

関連部・課

—

1-16 スポーツの振興

総合型スポーツクラブや各種スポーツ団体の活動支援を通じて、市民がそれぞれの志向にあったスポーツ活動を楽しめる機会を提供します。

主担当部・課

教育委員会
地域学習推進課

関連部・課

—

基本
方針

2

元気な美馬！

賑わいがあり「ひと」と「しごと」が好循環するまちづくり

2-1 農業の振興

農業の新たな担い手の確保、育成や農業経営者の経営基盤強化のほか、農地の利用集積・集約による効率的な土地利用の推進と耕作放棄地の縮減に向けて取り組めます。また、地域特産物等の生産拡大を支援し、産地ブランドの県内外への情報発信を強化します。

主担当部・課

経済建設部
農林課

関連部・課

—

2-2 林業の振興

林道等の生産基盤の整備や林業経営体の育成、機械化を支援し、木材生産コストの低減による経営の安定化を推進します。また、森林所有者や林業経営体等と連携し、林地台帳の整備等により森林の適切な管理を行います。

主担当部・課

経済建設部
農林課

関連部・課

経済建設部
建設課

2-3 商工業の振興

関係機関と連携し、市内企業の経営安定化や「第二創業」に向けた支援を推進するとともに、事業継続のための後継者の育成や、円滑な事業承継に向けた取組を支援します。また、企業に有益な情報の提供や、経営等に関する相談体制の充実に取り組めます。

主担当部・課

経済建設部
企業応援課

関連部・課

—



2-4 企業立地の推進と雇用の創出

本市が持つ自然環境の豊かさや道路、交通網の利便性の良さといった地理的な強みや、「美と健康」関連産業の集積という優位性をいかし、積極的な企業誘致活動を展開するとともに、公共職業安定所をはじめ関係機関との連携を強化し、幅広い世代の雇用創出に取り組みます。

主担当部・課

経済建設部
企業応援課

関連部・課

—

2-5 就労支援の充実

市内企業の労働力不足の解消に向け、関係機関と連携し、中高年齢者や就職困難者への就労支援の機会を拡充するとともに、移住者・Uターン就職者に対する情報発信の充実、強化に取り組みます。

また、魅力ある職場づくりや社員の育成に取り組む企業を支援します。

主担当部・課

経済建設部
企業応援課

関連部・課

—

2-6 観光振興の推進

本市が持つ豊かな観光資源を活用し、観光客のニーズに合った魅力ある観光商品を作成し、新たな観光客の誘致を推進します。また、「通過型の観光地」から「滞在型の観光地」への転換を進め、観光振興による地域経済の活性化に取り組みます。

主担当部・課

美来創生局
観光課

関連部・課

—

2-7 都市交流の推進と移住・定住の促進

地域や関係機関と連携・協働しながら、様々な都市や団体などとの交流を進め、関係人口の拡大につなげます。また、移住交流センターを中心とした移住希望者へのサポート体制の充実や、転出抑制・転入促進に向けた各種施策を推進し、移住・定住を促進します。

主担当部・課

市民環境部
移住・定住促進課

関連部・課

市民環境部
ふるさと振興課
企画総務部
秘書課

3

基本
方針

未来の暮らしを守る！

安全・安心、快適な環境で便利に生活できるまちづくり

3-1 防災対策の推進

市民の生命・財産を守るため、災害に備えた危機管理と防災力の充実、強化を進めるとともに、市民と連携した防災対策に取り組みます。

主担当部・課

企画総務部
危機管理室

関連部・課

—

3-2 消防対策の推進

消防施設等の整備のほか、消防団装備の充実、各種研修や訓練の実施により、消防力の強化に取り組むとともに、火災予防の啓発を進めます。

主担当部・課

消防本部
各課

関連部・課

—

3-3 防犯対策の推進

防犯講習や防犯キャンペーンの開催などを通じて、市民の防犯意識の高揚を推進します。また、防犯灯や防犯カメラの設置と適切な維持管理により、犯罪の起きにくいまちづくりに取り組みます。

主担当部・課

企画総務部
危機管理室

関連部・課

—

3-4 交通安全対策の推進

関係団体と連携した交通安全教室の開催や、交通安全に関する情報提供を通じて、市民の交通安全に対する意識を高め、交通事故の防止に取り組みます。

主担当部・課

企画総務部
危機管理室

関連部・課

—

3-5 消費生活の安全・安心の確保

消費生活センターを中心に、消費生活に関するトラブルや疑問に対する相談体制を充実させ、市民が健全な消費生活を営むことのできる環境づくりに取り組みます。また、消費者被害防止のため、関係機関と連携し、市民への啓発活動や消費者教育を推進します。

主担当部・課

経済建設部
企業応援課

関連部・課

—

3-6 市道整備の推進

市道や橋梁の計画的、効率的な整備を進めるとともに、市民との協働により適正な維持管理を行います。

主担当部・課

経済建設部
建設課

関連部・課

—



3-7 公園や緑地整備の推進

公園や緑地の適切な管理により、市民の憩いの場としての利用を促進するとともに、災害時の防災拠点としての機能を発揮できる環境づくりに取り組みます。

主担当部・課

経済建設部
監理課

関連部・課

企画総務部
危機管理室

3-8 機能的な土地利用の推進

水道整備をはじめとする各種事業と都市計画をリンクしたまちづくりを進めるとともに、適正な土地利用に向けた規制と誘導に取り組みます。また、効率的な土地利用を進めるため、計画的な地積調査事業を推進します。

主担当部・課

経済建設部
監理課

関連部・課

—

3-9 上水道整備の推進

水道事業経営の効率化と運営基盤の強化、水道施設の計画的な更新に取り組み、安全・安心な水を提供します。

主担当部・課

水道部
工務課・業務課

関連部・課

木屋平総合支所
経済建設課

3-10 下水道整備の推進

河川、用水など公共水域の水質汚濁防止や生活環境の向上のため、公共下水道・農業集落排水処理施設への加入促進、合併処理浄化槽整備の推進を行います。

主担当部・課

市民環境部
環境下水道課

関連部・課

—

3-11 循環型社会の構築

4R活動の普及啓発によりごみの減量化を推進するとともに、省エネルギー活動の推進や再生可能エネルギーの利用促進を通じて温室効果ガスの排出抑制に取り組みます。

主担当部・課

市民環境部
環境下水道課

関連部・課

企画総務部
総務課

3-12 生活環境の保全

環境保全活動や啓発活動を通じて、市民や事業者の環境美化意識向上に取り組みとともに、大気汚染や騒音等の発生防止に向け、指導や啓発活動を行います。

主担当部・課

市民環境部
環境下水道課

関連部・課

—

3-13 安全な住環境整備の推進

市民の安全・安心な生活環境を確保するため、木造住宅の耐震補強や老朽危険空き家の除却を推進します。

主担当部・課

経済建設部
住宅・空き家対策課

関連部・課

—

3-14 安全で快適な市営住宅の提供

市営住宅の耐震補強や長寿命化を実施するとともに、老朽化が著しい住宅の解体撤去に取り組みます。

主担当部・課

経済建設部
住宅・空き家対策課

関連部・課

—

3-15 地域公共交通システムの整備

市民の安全で快適な移動手段の確保のため、美馬ふれあいバス（デマンドバス）の利便性の向上や、過疎地有償運送の事業継続に向けた担い手確保への支援などに取り組みます。

主担当部・課

市民環境部
ふるさと振興課

関連部・課

木屋平総合支所
総務福祉課

3-16 地域コミュニティ活動の支援

自治会活動の支援に加え、より広域的な集落ネットワーク圏の形成と「地域運営組織」の組織化を支援することにより、地域コミュニティ活動の維持と活性化に取り組みます。

主担当部・課

市民環境部
ふるさと振興課

関連部・課

—



基本
方針

4

好きです美馬！ 市民が地域に愛着と誇りを持てるまちづくり

4-1 自然環境の保全

河川や市内一斉清掃を実施するとともに、市民一人ひとりが環境についての関心や知識を深め、自然環境保全に向けた行動に取り組むための啓発活動を推進します。

主担当部・課

市民環境部
環境下水道課

関連部・課

—

4-2 文化財保護と活用の推進

各種文化財の調査や保護に市民と協働して取り組むことで、文化遺産に対する市民の関心や理解を深めていきます。また、観光分野と連携して、これらの文化遺産を活用した啓発・普及活動を推進します。

主担当部・課

教育委員会
地域学習推進課

関連部・課

美来創生局
観光課

4-3 文化・芸術の振興

市民が文化・芸術に触れる機会を提供するとともに、文化・芸術団体の育成や活動支援を通じて、市民の主体的な文化・芸術活動を促進します。

主担当部・課

教育委員会
地域学習推進課

関連部・課

美来創生局
プロジェクト推進課

4-4 国際交流の推進

国際交流員や市内関係団体と連携・協働しながら、地域社会の国際化の推進に取り組めます。

主担当部・課

企画総務部
総務課

関連部・課

企画総務部
秘書課

教育委員会
教育総務課

基本
方針

5

未来のために！ 市民と行政がともに進める持続可能なまちづくり

5-1 市民参画と協働の促進

市の政策立案過程における市民参画の機会を拡充するとともに、まちづくり活動を行う団体への支援に取り組めます。

主担当部・課

企画総務部
企画政策課

関連部・課

市民環境部
ふるさと振興課

5-2 効率的で質の高い行政運営

行政改革を進め、行政サービスの質の向上と効率的な行政運営に取り組めます。また、市民とともにまちづくりを実践できる職員を育成します。

主担当部・課

企画総務部
企画政策課

関連部・課

企画総務部
秘書課・総務課

5-3 持続可能な財政運営

市税をはじめとする自主財源の安定確保のほか、計画的な予算執行による市債残高の縮減、歳出の削減による基金積立てに取り組めます。

主担当部・課

企画総務部
企画政策課

関連部・課

—

5-4 情報通信基盤の整備・運営

地域情報通信システムの適切な整備や維持管理を行い、安定した情報通信サービスを提供します。

主担当部・課

企画総務部
総務課

関連部・課

—

5-5 広報・広聴活動の推進

広報紙をはじめとする各種広報媒体の連携強化により、効果的な情報発信に取り組むとともに、出前座談会等を通じて市民の市政に対する参加意識の醸成に取り組めます。

主担当部・課

市民環境部
ふるさと振興課

関連部・課

—

SDGsの17の目標

持続可能な開発目標(SDGs)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。 外務省ホームページより抜粋



1 貧困をなくそう
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



10 人や国の不平等をなくそう
各国内及び各国間の不平等を是正する



2 飢餓をゼロに
飢餓を終わらせ、食料安全保障と栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



11 住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



3 すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



12 つくる責任 つかう責任
持続可能な生産消費形態を確保する



4 質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



13 気候変動に具体的な対策を
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



5 ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う



14 海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



6 安全な水とトイレを世界中に
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



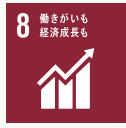
15 陸の豊かさも守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



16 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



8 働きがいも経済成長も
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



17 パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる



9 産業と技術革新の基盤をつくろう
強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

※SDGsは、上記17の目標のほかに169のターゲット(具体目標)で構成されていますが、この計画では17の目標との対応関係のみ記載しています。



活躍都市
美しく駆けぬ 美馬
mima
住み続けたいまちをめざして

第3次美馬市総合計画

概要版



美馬市
Mima City

〒777-8577 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地
[TEL] 0883-52-1212(代表) [FAX] 0883-53-9919

<http://www.city.mima.lg.jp>